

3

教育に関する事項

今日、大学教育への期待は一層高くなっている。本学は、教職員が一体となって多様な教育改革に積極的に取り組むことを通して高等教育機関としての役割を果たし、本学に寄せられる期待に誠実に応えていかなければならない。そのためには、本学の教育課題を本学構成員が共有することが重要であり、それによってこそ、大学間競争のなかでの本学の存在を社会的に発信することが出来るのである。

本学では、教育目標として「専門性を有する教養人の育成」を掲げ、「2006年」問題の対応として各学部で「大学入門科目・キャリア科目・情報基礎関連科目」などの充実に取り組み、各学部の教育目標にそって一層の教育力の強化に努めてきた。海外拠点 RUC で BIE プログラムがスタートし、参加学生には満足度の高い成果を得ている。引き続きその充実につとめ、国際化の課題に応える教育展開が期待される。瀬田学舎では、ライティングセンターを開設して教育の充実に努め、深草学舎では教室改修による教育環境の整備などにも努めている。

各研究科においては、国際的通用生と競争力を備えた教育研究を推進し、優れた研究者・高度専門職業人などの育成に向かつての一層の改革を進める。

平成 19 年度には、キャリア支援の一環で実施している「体験型インターシップ」の単位化をはじめ、情報リテラシー支援プログラムの充実をはかるとともに、全学的に Web シラバスや Web 登録を稼働させる。

また、佛教大学との協定により在学中に小学校教員免許資格を取得できる制度を導入するほか、京都教育大を基幹大学とする教職大学院へ参加することにより、教員養成機能の充実を図るなど、多様な「教育拡充策」の実施に努める。

本学の第 4 次長期計画の重点課題である「教育拡充策」をさらに推進するために、教学部（各学部）と「キャリア・国際・学生・入試」部や高大連携推進室・大学教育開発センターとの連携を一層深めながら、全学的に多様な改革を進め、学部教育の充実・強化をはかり、本学の使命を果たしていく。

3-(1) 学部・大学院等教育について

1-1) 文学部

文学部においては、仏教を根源とした本学独自の人文学の理念を達成するために、人文学の主な領域を包摂した教育課程を擁し、人文学の全体像を見据えつつ本学の建学の精神に立脚して、文学部独自の人文学の発展に引き続き努めていくとともに、現行の教育課程をその内容において充実させていくことを目標としている。こうした目標のもと、平成 19 年度は主に次の事業を展開する。

●図書館情報学実習の実施

平成 18 年度に開設した図書館司書課程の充実にあたり、実際の図書館の現場において図書館業務の理解を深める図書館情報学実習（科目名：「図書館特論」）を実施する。

●『龍谷大学仏教学特別講座叢書』（仮称）の刊行

平成 18 年度から 10 年計画で進めている指定寄付金を活用した特別講座では、講座を開催した翌年度に講義の一部を叢書として刊行することとなっている。平成 19 年度は前年度の「唯識」をテーマに

掲げた講義等をまとめて刊行し、成果を広く一般に公開することで、仏教学の教育・研究の活性化を図る。

●東国大学校との交換講義のあり方の再検討

3ヶ年の一般協定にもとづき平成 16 年度から実施してきた交換講義のあり方を現在再検討しており、日韓の仏教分野における学术交流の更なる振興を目指す。

1－2）文学研究科

文学研究科においては、教育・研究の高度化、国際化、個性化という観点にたち、多様化する社会の諸問題を解決する手段の探求と、人文学の学術研究の発展に貢献することを目標としている。こうした目標のもと、平成 19 年度は主に次の事業を展開する。

●真宗伝道（実践真宗学）の新教学体制の検討

文学研究科真宗学専攻における教理・教義の基礎的研究とは別に、応用的研究を基盤とした複雑・多様化する現代社会に求められる宗教的実践者に相応しい、高度専門的な素養の修得を目的とした新教学体制の構築を検討する。

●日本臨床心理士資格認定協会大学院指定制度第 1 種指定校の指定を受けることへの対応

現在第 1 種指定校へ種目変更を申請しており、指定校として認められた場合、学生は教育学専攻臨床心理学領域を修了後、直ちに資格試験の受験を許される。このことに対応するため、学内の附属施設（クリニック）における実習の高度化を図る。

●海外拠点「RUBeC」における科目の開設

真宗学・仏教学専攻では、学術研究の国際交流を促進するため、海外拠点「RUBeC」において毎年交互に科目を開設する。平成 19 年度は仏教学専攻が「仏教学特殊研究」を開講し、米国の仏教活動の理解を深めるとともに、国際的な視野を持った人材の育成を目指す。

●「京都・宗教系大学院連合」加盟による宗教系科目の単位互換および研究交流の実施

平成 18 年度から実施されている単位互換、国内外の研究者との人的交流、共同の講演会・研究会の開催など、教育、研究上の相互協力を更に発展させる。

2－1）経済学部

経済学部においては、現代経済学科と国際経済学科の 2 学科体制に改組転換して 2 年目を迎える。平成 19 年度においては、設置計画に沿って次のとおり教育内容等の充実を図ることとする。

●本学部では、2 年次に学科を選択する制度となっていることから、学生の進路選択・学科配属が円滑に行われるべく、学生支援及び制度整備に努める。

●教育展開の特色の一つとして、現場参画型・実習型講義が多数開講されており、それらの講義また受講学生を支援するため、新たに特任助手を採用した上で、支援拠点として「フィールドワークセンター（仮称）」を設置する。

●初期教育の一環として「入門演習」の中で読解力・発信力の養成を進めており、その教育内容のさらなる深化を図る。

●過年度よりアドバイザリーボードを通じた教育改革を進めており、委員会メンバーの更新などを踏まえながら、制度の活性化を図る。

●ユビキタス教育などの実験的形態の授業については、新学科の充実を図る中で創意が生きる取り組

みとして展開していく。

2-2) 経済学研究科

経済学研究科においては、大学院水準での経済学研究や、経済学を通じた専門的職業人の育成のため、民際学研究コース、財政・公共経済学研究コース、さらに法学研究科との連携による NP0・地方行政研究コースを開設している。平成 19 年度には、法学研究科・国際文化学研究科との連携によるアジア・アフリカ総合研究プログラムを開設する。また、法学研究科・経営学研究科との共通コースとして税理士コース（仮称）の開設について、引き続き検討を行う。

入学生確保に向けての施策としては、修士課程への推薦入学試験制度や、経済学部同窓会からの資金協力による奨学金制度を昨年度より継続して実施する。

また、経済学研究科の将来構想については、平成 18 年度の議論にもとづき平成 19 年度中に方向性を決める予定である。

3-1) 経営学部

経営学部においては、「学生の進路・目標に基づく系統的履修」を理念としたカリキュラムを実践している。また創設 40 周年（平成 18 年度）を経て、新たなスタートとなる平成 19 年度は、新カリキュラムの展開（平成 20 年度～）の前年度となるため、主に新カリキュラムに関連する下記事業を実施する。

- 創設 40 周年記念事業として、「これからの経営学教育」に焦点をあてた事業（講演会、交流会等）を実施する。
- 「経営学とは何か?」「経営学部では何が学べるのか?」といった高校生の素朴な疑問に対して、身近な例を使って説明し、本学経営学部が目指す教育を伝える学部紹介パンフレットを作成する。
- 学生の経営学に関する基礎的な学力を高めるため、専攻基礎科目（1・2 年次開講）において共通して使用できる教材（副読本）を作成する。
- 平成 18 年度に引き続き「実践講座：マイ・キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「実践講座：キャリア形成論Ⅰ・Ⅱ」のキャリア形成支援科目を開設し、低学年次からのキャリア形成意識の高揚をめざす。

3-2) 経営学研究科

経営学研究科においては、研究職を養成するアカデミック・コース、そして高度職業人の養成に特化したビジネス・コースの 2 つのコースを開設している。

ビジネス・コースでは、日中連携ビジネスプログラムは 2 年目（完成年度）を迎え、国内の講義・演習に加えて海外（中国・大連市）における語学研修（ビジネス・コミュニケーション(中国語C)）及び現地調査（フィージビリティ・スタディ）を開講し、中国ビジネスに精通した人材の養成を、またその他の 4 つのプログラム（マネジメント・企業会計・京都産業学・オープン）においても学外から実務家・企業家等を講師に招聘し、新事業創造を担いうるリーダー的素養を持った高度専門職業人の養成を実践する。

アカデミック・コースでは、創造的な理論を構築する力と優れた応用能力をもった研究者・専門家の養成をめざす。

4－1）法学部

法学部においては、法科大学院開設後の法学部のあり方について、平成18年度に学部将来構想検討委員会で1年間議論した結果をもとに、平成19年度からは教務委員会を中心に、全学的な教学改革や法学研究科の動向も踏まえながら、平成20年度実施に向け本格的な審議に入る。

法学部法律学科は平成19年度で40周年を迎える。このため、平成18年度より「40周年記念事業運営委員会」を設けて検討してきた。この事業は「我々はどのような21世紀を創るのか」をテーマとして、法学部同窓会等の協力も得ながら、法学部における教育・研究の成果を学内外にPRするとともに、より一層の向上に努める内容になる。

また、教育効果を高めるために1年生を上級生が履修や学生生活面で支援するクラスサポーター制度について、文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」（特色GP）に平成19年度応募することになった。この制度は無論のこと、教育については現状にとどまることなく、より良い教育システムを構築していく。

4－2）法学研究科

法学研究科においては、法科大学院開設後の法学研究科のあり方、現行コースの見直し等、学部教育と大学院教育との連携を視野に入れ、平成20年度実施に向け検討を進める。

また、経済学研究科と国際文化研究科との共同運営による「アジア・アフリカ研究プログラム」を平成19年度に開設する。今後は、本プログラムの充実とともに社会的な知名度を向上させることに努める。

経済研究科、社会学研究科と共同で運営している「NP0・地方行政研究コース」は、受講する学生の利便性を高めるため、遠隔授業システムを導入し、キャンパスプラザ京都や他学舎で受講できる環境を整備する。

5－1）理工学部

理工学部においては、「大学全入時代」を迎え多様な入学生に対応するため、平成19年度よりカリキュラムを改訂する。新カリキュラムの基本方針は次の3点である。①学生の理解度をあげるために講義だけでなく演習を充実させ、きめ細かい指導を徹底すると同時に、科目配置を見直し、学生が系統的な学修計画をたてられるようカリキュラムを再構築する。②カリキュラムの特徴や授業内容が把握しやすいよう科目名称を変更する。③理工学部固有科目について、教育改善に向けた教授方法の改善を目的とした授業自己点検報告集等を作成し、教育改善が継続的に実施されるためのシステムの構築を図る。

また、キャリア教育の充実をめざし、現行の1年次から3年次までの正課としてのキャリア教育に加え、キャリアカウンセリングや正課外講座等をさらに充実させて教育効果を高め、学生の成長とそれにあわせて自由に選択できるプログラムを展開する。これにより入学から卒業まで切れ目のないキャリア教育を実施でき、建設的に問題を解決できる人材育成をめざす。

さらに、滋賀県立の工業高等学校3校との高大連携など、高校と大学との連携を深め、自ら学び、深く考え、判断し行動できる理工系技術者の育成にも力を入れる。

5-2) 理工学研究科

理工学研究科においては、平成19年度4月に（修士課程）情報メディア学専攻及び環境ソリューション工学専攻の2専攻を開設し、既設の数理情報学、電子情報学、機械システム工学、物質化学の4専攻を含め6専攻の新体制により研究指導を始める。新設する新2専攻については、平成21年度に博士後期課程を設置するために、申請の準備に入る。

本研究科では、平成17年度から「修士課程1年修了制」および「博士後期課程1年修了制」を導入している。平成18年3月には、「修士課程1年修了制」により3名（数理情報学・機械システム工学・物質化学）の学生が修了し、「博士後期課程1年修了制」により1名（物質化学：社会人）の学生が修了し「博士（工学）」を取得している。この「修士課程・博士後期課程」1年修了制度は、今後も積極的に推進していく。

また、平成19年度4月から、大学院設置基準が改正されることを契機に、①学部教育との関連性・一貫性、②高度職業人養成のための学習・教育目標、③（大学院）系統的カリキュラムの構築、④シラバスの充実、⑤修論評価の客観性の向上等について積極的に検討を進める。

6-1) 社会学部

社会学部においては、教育理念である「現場主義」にたち、理論と実践の双方向性を実現することをめざして、臨床現場を重視した教育・研究を展開している。平成19年度においては、従来に引き続いて教育課程の質的充実を図るとともに、主として下記の事業を実施する。

- 現代的教育ニーズ取組支援プログラム「テーマ：地域活性化への貢献（地元密着型）」に、「学生と地元（大津市）との協働による町づくり（仮称）」の取り組みを申請する。
- 平成19年4月「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、盲学校、聾学校、養護学校が障害種別を越えた特別支援学校に一本化され、現行の盲学校、聾学校、養護学校ごとの教育職員免許状が特別支援学校の教育職員免許状に改正される。これらの制度改正に対応すべく、特別支援学校教諭一種免許状取得のための新カリキュラムを実施する。
- 平成20年度に予定されている社会福祉士国家試験受験資格の制度改正に対応するために、地域福祉学科、臨床福祉学科のカリキュラム改革に着手する。

6-2) 社会学研究科

平成19年度に社会学部コミュニティマネジメント学科が完成年度を迎えるため、平成20年度より社会学研究科修士課程社会学専攻内にジャーナリズムコースを設置すべく準備を進める。本コースは、コミュニティマネジメント学科に設置している3つの系のうちジャーナリズム系に所属する学生の主な進学先として計画しており、ジャーナリズムに特化したプログラムを提供することにより、マス・メディア企業で活躍できるジャーナリストの養成をめざす。

また、コミュニティマネジメント学科のコミュニティデザイン系及びライフデザイン系に所属する学生の主な進学先としては、本学が設置しているNP0・地方行政研究コースやアジア・アフリカ総合研究プログラムを想定している。

7-1) 国際文化学部

国際文化学部においては、平成19年度より新カリキュラムを導入し、学生が入学時から卒業時まで、より明確な目的意識に沿って学修できるプログラムを実施する。

主な内容は以下のとおりである。

- 1年次生の語学について、1言語集中型と2言語型に分けて選択する。どちらの場合にも1週間に5回の授業を受けることとなり、これまでの週3回に比べて語学力の向上が期待できる。また、学生の選択の幅が広がることともなり、専門科目との連動性を高めることができる。
- 2年次生以降に、文化理解分野の3コース（国際共生、芸術・メディア、地域文化）と言語分野の4コース（英語教育、フランス語研究、中国語研究、コリア語研究）から、主専攻と副専攻を組み合わせで選択できるようにする。これをサポートすべく、1年次生後期の基礎演習Bにおいて各コースの担当教員が協力して導入教育を行う。
- 地域文化コース「日本学プログラム」において、瀬田地区の有識者らとともに構成、進行する「社会人類学」を科目新設する。これらは、映像化して日本語および英語でのオンデマンド公開や展覧会の開催、記録冊子の作成も計画しており、個々の授業としてだけでなく、プログラム全体の内容充実を図る。
- コース制導入により、今まで以上にそれぞれの語学に強い興味を持ち、留学を希望する学生の増加が予想される。これに伴い、カリキュラム内容と合致した留学先の確保や情報提供、事前・事後教育の充実が不可欠となる。そこで、各分野コースの教員がそれぞれの国に出張し、学生への正確な情報提供に努め、一層の教育的効果アップを狙う。

上記以外にも、入学者の学力低下や学修レベル格差に対応するために、学部基礎科目などで基礎学力強化のための教育プログラムをさらに充実させる。

7-2) 国際文化学研究科

国際文化学研究科においては、平成18年度までのカリキュラム変更を踏まえ、主に次のことを実施する。

- 修士課程に関しては法学研究科・経済学研究科・国際文化学研究科の3研究科の連携によるアジア・アフリカ総合研究プログラムが4月から開始されることによって、国際文化学に加えて、アジア・アフリカを中心とした地域研究分野を考慮したカリキュラムが組まれたことにより、国際的及び学際的分野の専門家の養成に第一歩を踏み出すことになる。
- 平成18年度から始まった必修基礎科目の「コアセミナー」を平成19年度は後期に講演会や研究会と連携して開講し、研究者養成の姿勢を強化する。
- 博士後期課程に関しては、担当教員の増員をはかり、より広範囲の指導を実現する。

8) 法務研究科

法務研究科（法科大学院）においては、開設3年目の設置計画を履行する。完成年度を迎え、当初予定したスタッフが全員揃い、また、すべての科目が開講されることになる。

本学法科大学院は、全国で唯一エクスターンシップを必修とした「法務研修」（4単位）を授業科目として設けており、平成18年度には1回目のエクスターンシップを実施、平成19年度は2回目を

実施する。「法務研修」はエクスターンシップとその事前、事後の演習で構成している科目で、学生はほぼ1人ずつ、各実務家の事務所等へ出かけて指導を受けるが、事前、事後の演習を行うことにより、十全の準備と事後による成果の確認、定着化を図る。

平成19年度には、本学法科大学院の理念である「市民のために働く法律家」となるための、学生の更なる意識の向上を図るとともに、教員にとっての今後の指導内容や課題の整理を行うために、「法務実務研修シンポジウム」（仮称）を開催し、法務実務に関する基調報告やパネルディスカッション、更には全国各地でのエクスターンシップにより様々な体験をし、指導を受けてきた学生による体験報告などを行う。

その他にも、教学支援策の一環として、より学修効果を高めるため、初年度から続けている導入教育を正規科目なみに位置づけ、より充実させて実施する。さらに、法科大学院生と教職員との交流会を開催し、学修生活の充実を図る。

9) 学部共通コース（経済学部・経営学部・法学部）

学部共通コース（国際関係コース・英語コミュニケーションコース・スポーツサイエンスコース・環境サイエンスコース）では、平成19年度も引き続き各学部共通コースの教育理念・目的に沿った教育活動を継続する。それぞれのコースを希望する学生に対し、各コースの特色を明確にし、コースを選択しやすいように配慮する。また、コース選択後は、資格取得の推奨や発表の機会を設けるなど、学修に対する動機付けや当該コースに対する満足度をより一層高めるような工夫を行う。

さらに、広報活動・カリキュラム・履修指導等において、学部共通コースと3学部との連携を強化する。

10) 研究科間の連携による展開

研究科間の連携によって運営される教育展開として、平成15年度に「NP0・地方行政研究コース」を開設し、平成19年度には新たに「アジア・アフリカ総合研究プログラム」を開設する。

「NP0・地方行政研究コース」は、法学研究科・経済学研究科で運営され、社会学研究科の協力を得ている学際的なコースであり、地方自治体やNP0団体からも優秀な人材を受け入れていることが大きな特徴になっている。

「アジア・アフリカ総合研究プログラム」は、法学研究科・経済学研究科・国際文化学研究科の三つの研究科が共同で運営するプログラムである。本研究科の運営に際しては、それぞれの研究科から、アジア・アフリカ地域の研究を専門とする教員が中心となり共通プログラムに参加し、学生指導に取り組む。プログラム科目は、アジア・アフリカ地域に関する地域研究科目と、専門分野の総合研究科目の二本柱から構成されており、学生は、アジア・アフリカ地域研究についての科目を履修して地域研究を修得し、同時に、専門分野（政治学、経済学、国際文化学）の科目を履修して、政治学、経済学、国際文化学の基礎理論を修得することになる。このようなプログラムを通して地域と専門の研究に強い学生を育てることを目標としている。

また、平成19年度には「NP0・地方行政研究コース」、「アジア・アフリカ総合研究プログラム」のいずれにおいても、深草学舎・瀬田学舎・キャンパスプラザ京都を結ぶ遠隔授業を実施する。

11) 短期大学部（専攻科を含む）

短期大学部においては、短期大学を取り巻く厳しい現状を認識し、「スクラップアンドビルド」を基本方針として、教学内容のより一層の充実に努める。

＜学科＞

- ①「キャリアデザイン論」の複数開講など、現代GPに採択された「イメージ創生を中心としたキャリア教育－視聴覚教材・学外教育資源・体験型学習を活用した体系的教育プログラム－」の推進によるキャリア教育の充実に図る。
- ②社会活動センターの活性化やカフェ「樹林」における福祉体験活動・ボランティア活動体制の見直しなど、特色GPに採択された「体験型教育で学ぶ『共に生きる地域づくり』」の質の向上を図る
- ③入試内容の変更を視野にいたした入試制度改革を行う。
- ④実習の事前・事後指導の内容充実及び緻密な企画と実施、また実施体制の見直し・充実に図る。
- ⑤「健康福祉コース」で実施している「導入教育」プログラムの包括的見直しによる成熟化を図る。
- ⑥国際交流・教育事業の充実に図る。 など

＜専攻科＞

学生のニーズの変化に対応し、開講科目と指導体制を見直す。また受験生のニーズ変化に対応し、募集定員配分の変更を含む入試制度改革を行う。

3-(2) 高大連携に関する取り組みについて

現在、高大連携の取り組みは、全国的に広がっており、その目的・形態・手法は多様である。これまでの取り組みは、高校生の進路学習の一環として、大学の教育資源を活用した連携事業（出張講義、出前講座、大学説明会等）を実施するケースが多い。今後の新しい高大連携は、高大の教員が主体となり、高校教育と大学教育双方の改善・充実に資する双方向型の取り組みを行うことが求められる。

今後の方向性としては、①連携範囲の拡大（高校、大学、教育委員会等）、②高大連携の双方向化、③連携内容の深化の三つが考えられる。

こうした高大連携の拡充に対応するため、本学としては、高校や地域の実情に応じて、「学生募集を目的とする事業」「地域貢献を目的とする事業」「高大一貫(高大接続)」の3つに分類し、目的別に高大連携事業に取り組み、効果的に事業を推進する。

1) 教育連携校・関係校との教育連携

北陸高校、崇徳高校の各教育連携校については、生徒の進路意識の醸成と大学進学に向けた動機付け等を目的とする出張講義や体験学習プログラム、事前学習プログラム（入学前学習）等を継続して実施する。さらにこれらの教育連携校については、新たに高大協議の下、遠隔型の教育連携プログラムの開発の検討に入る。

また、関係校については、地域戦略上、重要と考えられる大阪、兵庫に新たな拠点を確保するため、その地域にある関係校と連携強化に向けた検討を開始する。

このように本学の独自課題として、教育連携校や関係校との教育連携を充実させ、高大連携のモデル事業として展開していく。

2) 一般高校との教育連携

新たな高大連携の取り組みとして、関係校以外の高校（一般高校）においても、本学の建学の精神（教育理念）を理解し、相互協力の下、時代に即した新しい教学創造を望める高校については、教育連携に関する協定の締結を求め、本学との関係強化を図る。平成19年度の協定締結目標は3校とする。

これらの協定締結校については、高大連携教育プログラムの実施とそれに基づく新たな推薦入試制度を導入し、本学で意欲をもって学習研究する（創造的な学習研究に取り組む）生徒を一定数受け入れていくとともに、本学学生の学校現場におけるさまざまな教育活動の体験の場の提供や教員相互の交流・研修等の実施をめざす。

3) その他の連携事業

従来の高大連携は、高校と大学の個別の結びつきによる連携が多かったが、近年は、1高校が複数の大学・学部ネットワークを拡大する傾向にある。さらには、複数の高校と複数の大学が、高大連携事業の協定の下、高校生（場合によっては小・中学生）を対象とするより広域な取り組みが全国的に広がっている。

本学においても、すでに京都府教育委員会や滋賀県教育委員会等と同様の連携協定を締結している。今後、さらに連携範囲を拡大させ、高大連携推進室を中心に、地域貢献を目的とした高大連携事業にも積極的に取り組んでいく。

平成19年度は、京都府、滋賀県、大阪府にある教育委員会に提携の申し入れをおこない、連携ネットワークの拡大を図る予定である。その他、引き続き大学コンソーシアム京都の高大連携事業にも参画する。

3-(3) 教員養成に関する取り組みについて

学校教育が抱える課題が複雑化・多様化し、社会全体の「教育」に対する関心が高まる中、教員養成をめぐる環境は大きな変化を迎えている。

この教育の変革期において、課程認定を有する大学の教員養成に関わる責務はますます重要になってくることが予想される。本学教職課程においては、元来「確かな専門的知識と広く豊かな教養を身に付けた教師」、「人間の成長・発達について深い理解力をもつ教師」、「生徒に対する教育的愛情、教育者としての使命感を体現できる教師」の育成を目指してきた。さらに、今優れた教員の条件として求められている「教職への強い情熱、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力」の伸長についても十分に配慮しつつ、教職課程をより充実していく必要がある。

また、この教員大量採用時代においては、教員を目指す学生のニーズおよび質の高い教員の養成を目指す社会のニーズに応えていく必要がある。

本学で学んだ学生が、将来教職に就き、各地の教育現場で本学での学びを体現し活躍できるよ

う、時代に応じた教員養成に関わる取り組みを進めていく。

1) 中学・高等学校教員養成に関する取り組み

本学教職課程が目指す教師像を体現できるよう、今までどおり教職を志望する学生に対し、充実した指導に取り組むことはもちろん、学生が高い意識で教職課程を履修できるような仕組み作りを行う。

- 1 年次生前期に 1 年次生対象教職課程ガイダンスを実施し、教職に関する情報を提供するとともに、教職課程履修の意識を高めるため、教職課程を希望する学生に対して、履修届の提出を義務づける等の方策を講じる。
- 本学教職課程に関わる情報を提供するため、ホームページを充実させる等の方策を講じる。
- 教職講演会の実施や教員採用試験に関わる情報提供等により、入口から出口までの系統だった指導を行う。
- 「教龍会（教壇で活躍する龍谷大学卒業生の会）」の活動等を通じて、卒業生への支援を行う。

また、平成 19 年度は、平成 18 年 7 月に出された「中央教育審議会答申」に基づき法改正がなされ、新たな教員免許制度の在り方が明らかになる予定である。平成 20 年度の新たな免許制度実施に向け、本学の教職課程のカリキュラム等を見直す作業を行う。

2) 小学校教員養成に関する取り組み

最近では、団塊の世代の大量退職等により、特に小学校教員の採用が全国的に増加傾向にあると共に、小学校教員を目指す学生も増えている。そういった状況の中、本学でも卒業と同時に小学校教諭一種免許状が取得できるよう、平成 19 年度から佛教大学との提携による「小学校教諭免許状取得支援制度」を開始する。

同制度の対象者は平成 19 年度以降の入学生とし、同制度に関わる説明会を 4 月下旬から複数回おこない、小学校教員免許取得を強く希望する学生を 50 名程度選考する。平成 19 年度は同制度実施初年度ということもあり、同制度を円滑に運営できるよう諸機関と連絡調整を図り、同制度参加学生が滞りなく履修できるような手だてを講じる。また、小学校教員を目指す学生の指導体制等の充実を行う。

3) その他の取り組み

<連合教職大学院>

教員の大量退職時代における教師の質の確保を目指し、平成 20 年度から教職大学院が創設される。京都地区においては、国立・私立の複数の大学、京都府教育委員会および京都市教育委員会が協同し、豊かな実践的指導力を備え、かつ成熟した教養ある専門家教員の育成を目指し、「連合教職大学院」を同年に開設する予定である。

本学単独では開設することが困難な教職大学院に参加することにより、本学学生の進学の道を開くことができること等から、同大学院に連合大学として参加する。参加にあたっては、本学から専任教員や非常勤講師を派遣することとなる。平成 19 年度は、連合教職大学院構成機関代表者会議等に参加し、他大学・他機関と連携協力しながら平成 20 年度の同大学院開設に向けた検討を行う。

学内においては、推薦入学枠に関する学内選考体制の構築や、同大学院参加に関する学内外への広報等を行っていく。

3-(4) その他教育に関する取り組みについて

1) GPに関する取り組み

平成18年度は、短期大学部からの申請が「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」と「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された。このように本学の教育活動が、特色のある優れた取り組みであると評価されることは、社会的に意義があり、本学が第4次長期計画の中で進める教育の充実においても、有効な施策と考えられる。

平成19年度においては、法学部からは「学生と教員のパートナーシップによる教育施策」（仮称）の取り組みを特色GPに申請し、社会学部からは、「学生と地元（大津市）との協働による町づくり」（仮称）の取り組みを現代GPに申請する計画を進めている。また、大学全体で取り組んでいる特徴的な教育事業についても、積極的に支援・育成し、「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業に申請できるよう努める。

2) FDに関する取り組み

高等教育の大衆化が進む中、大学教育の「質の保証」が求められている。その中で、FD活動は、教育の充実・発展を図る上で不可欠である。FDは、平成18年度から「FDの義務化」と呼ばれる大きな動きが始まっており、大学教育開発センターとしては、こうした新たな動向に対する積極的な方策を検討し、新たな事業展開を目指している。

新たな取り組みとしては、FDについて全学的な理解を促進するため、見識・理解のある人材を育成するため、(社)日本私立大学連盟主催のFD研究会への教員派遣を行うとともに、大学教育改革の動向を全国に発信し、他大学の教職員との交流の場を提供するため、大学教育学会の課題研究集会を本学で開催する（第3回龍谷大学FDフォーラムと共催）。

その他、既存事業である授業アンケート、教育開発支援（自己応募・指定）、公開授業と講評会、教員対象の新任者就任時研修会、FDサロン等を引き続き実施する。